いわき市不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン

いわき市教育委員会

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

１　実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

２　事業運営の在り方と透明性の確保について

⑴　不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

⑵　著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

３　相談・指導の在り方について

⑴　児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。

⑵　情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。

⑶　指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。

⑷　児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。

⑸　体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

４　相談・指導スタッフについて

⑴　相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。

⑵　専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。

⑶　宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5　施設、設備について

⑴　各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。

⑵　特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6　学校、教育委員会と民間施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と民間施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7　家庭との関係について

⑴　民間施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

⑵　特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

8　その他

⑴　政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。

⑵　特定の公職（公職選挙法第３条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと。

⑶　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

⑷　このガイドラインは、必要に応じて見直しを図っていくものとする。